

「公正取引委員会の確約手続に関する規則」(案) に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No.	項目	意見の概要	考え方
1	第 7 条 及 び 第 2 1 条	公正取引委員会から通知される違反の疑いのある行為の概要は、どの程度の詳しさになるのか。(団体)	改正法第 4 8 条の 2 各号及び第 4 8 条の 6 第 2 号並びに規則第 7 条及び第 2 1 条に規定されているように、違反する疑いのある行為をしている者又はその代理人に対しては、①違反する疑いのある行為の概要、②違反する疑いのある法令の条項、③確約計画(排除措置計画又は排除確保措置計画)を申請できる旨が通知されますが、当該通知に係る手続を通じて、公正取引委員会が有する競争上の懸念は十分に伝達できるものと考えています。  なお、競争秩序の迅速な回復を図るとの確約手続の趣旨から、「①違反する疑いのある行為の概要」を詳細に記載することには限界があると考えます。
2		事業者が、確約手続によるかどうかを判断し、適切な確約計画を迅速に策定できるよう、疑いの理由となった「行為の概要」は、できるだけ具体的かつ明確に通知すべき。(団体等)	
3	第 9 条 及 び 第 2 3 条	申請書類の記載事項の変更は、規則の条文上、「申請書類」と記載されており「申請書」となっていないことから、申請書の記載の変更に加え、添付書類の記載の変更及び追加提出ができるかどうか分かりにくいので、そのことが可能であることを規則に明示していただきたい。(団体)	規則第 9 条及び第 2 3 条に規定する「申請書類」は、申請書のほか、添付書類を含みます。したがって、改正法第 4 8 条の 3 第 1 項及び第 4 8 条の 7 第 1 項に定める通知の日から 6 0 日以内であれば、添付書類の記載の変更及び追加提出も可能です。
4	様式	どのような書類を添付することが想定されるのかについて、様式の「記載上の注意事項」又はガイドラインで例示することで、更なる明確化が行われることが望まれる。(団体)	御指摘の点については、今後、確約手続に関するガイドライン(仮称)の策定に際し、検討してまいります。

No.	項目	意見の概要	考え方
5	その他	改正法第48条の2により、確約手続の適用に当たっては、公正取引委員会が事業者に通知する必要がある。しかし、当該通知前に、事業者が確約手続を選択したい旨を公正取引委員会に打診することは、同条に反するものではない。したがって、確約手続の適用を希望する事業者から公正取引委員会に打診することができることを規則で明記する必要がある。(学者)	本規則は、改正法により委任された事項及び確約手続の実施に必要な事項を規定するものであることから、御指摘のような内容を本規則において規定する必要はないと考えます。 なお、御指摘の点については、今後、確約手続に関するガイドライン(仮称)の策定に際し、検討してまいります。
6	その他	公正取引委員会の通知に先立ち、事業者から確約手続による処理を打診することは妨げられないことなど、公正取引委員会と事業者、双方向のやり取りの促進に資する運用を明確にすべき。(団体)	本規則は、改正法により委任された事項及び確約手続の実施に必要な事項を規定するものであることから、御指摘のような内容を本規則において規定する必要はないと考えます。 なお、御指摘の点については、今後、確約手続に関するガイドライン(仮称)の策定に際し、検討してまいります。
7	その他	規則では、価格カルテルや入札談合等が確約手続の対象から除かれていないが、公正取引委員会の公表文では、「価格カルテル、入札談合等は確約手続の対象外」といった説明がされている。価格カルテルや入札談合等には罰則を科すべきなので、確約手続の対象から価格カルテル、入札談合等を除くことを規則に明記する必要がある。(学者)	本規則は、改正法により委任された事項及び確約手続の実施に必要な事項を規定するものであることから、御指摘のような内容を本規則において規定する必要はないと考えます。 なお、御指摘の点については、今後、確約手続に関するガイドライン(仮称)の策定に際し、検討してまいります。
8	その他	どのような事案が確約手続の対象となるのか明確にすべき。(団体)	本規則は、改正法により委任された事項及び確約手続の実施に必要な事項を規定するものであることから、御指摘のような内容を本規則において規定する必要はないと考えます。 なお、御指摘の点については、今後、確約手続に関するガイドライン(仮称)の策定に際し、検討してまいります。
9	その他	改正法及び規則のいずれにも、確約計画に対するパブリックコメントの規定がない。しかし、確約計画の影響を受ける第三者企業及び消費者を確約手続に関与させるべきであるため、確約計画を認定する前に、公正取引委員会が確約計画をパブリック	本規則は、改正法により委任された事項及び確約手続の実施に必要な事項を規定するものであることから、御指摘のような規定を本規則において規定する必要はないと考えます。

No.	項目	意見の概要	考え方
		クコメントに付す旨を規則に規定する必要がある。(学者)	
10	その他	確約手続について透明性を確保する必要がある。そのためには、米国の同意判決及び同意審決の手続で採られている方法に倣って事案の概要と確約計画を公表しパブリックコメントを求めること、あるいはEUの確約決定手続で採られているように事案の概要と確約計画を公表して関係者からの意見募集をすることが適当である。そして、このような手続を規則又はガイドラインに明記する必要がある。(学者)	なお、御指摘の点については、今後、確約手続に関するガイドライン（仮称）の策定に際し、検討してまいります。
11	その他	第三者の視点により適正な確約計画であったか否か検証されることは重要であることから、必要に応じて、確約手続の中に第三者に対するパブリックコメントが行われる仕組みを設けていただいた上で、いかなるケースでパブリックコメントを行うべきか等を示していただきたい。(団体等)	
12	その他	改正法及び規則は、法律家以外の一般の関係者には理解するのが困難である。一般の関係者を対象に、確約手続を分かりやすく解説したガイドラインの作成が望まれる。(学者)	今後、改正法の施行までの間に、必要に応じて、確約手続に関するガイドライン（仮称）を策定し、運用方針等を明確化してまいります。
13	その他	事業者と公正取引委員会との間の意思疎通がうまくいかないことが原因で、確約手続が本来の機能を果たすことができなければ、同手続の信頼性及び有用性が失われかねない。認可申請型の手続ではあるが、確約手続が適切に機能し、信頼ある制度となるためのコミュニケーション機能が備わっていることは重要である。確約手続は、公正取引委員会と事業者との合意なの	申請後において確約案を修正できるよう、規則第9条及び第23条において、申請期間が経過する日（改正法第48条の3第1項及び第48条の7第1項に定める通知の日から60日）までの間に申請書類の記載事項に変更が生じた場合には、変更内容を記載した報告書を提出することができる旨の規定を整備したとこ

No.	項目	意見の概要	考え方
		であるから、合意を形成する上で双方向のやり取りを重ね、修正等に係る予見可能性と透明性を手当てする必要がある。そのため、申請期間経過後の確約計画の修正の申出は公正取引委員会の裁量による「できる」規定を設け、事業者が当局とのやり取りを通じて確約合意を形成し、必要に応じて修正することができることを規則等で備えるようにしていただきたい。(団体)	ろです。 なお、通知を受けた事業者から、通知内容や今後の手続等について確認を求める相談があった場合には、適切に対応してまいります。
14	その他	確約計画の認定後、何らかの形で公表されるものと想定しているが、公表の形と時期等を明らかにすべき。(団体)	本規則は、改正法により委任された事項及び確約手続の実施に必要な事項を規定するものであることから、御指摘のような内容を本規則において規定する必要はないと考えます。 なお、御指摘の点については、今後、確約手続に関するガイドライン(仮称)の策定に際し、検討してまいります。現段階で、確約手続における認定後、透明性の確保の観点から、事案の概要等を公表することを考えております。
15	その他	公表に当たっては、確約計画の認定は違反行為があったことを意味しないことなどを十分に踏まえたものとすべき。(団体)	
16	その他	確約計画を認定したときは、その旨を公表することに加え、認定した確約計画の内容も、事業上の秘密に属する部分を除いて速やかに公表することが適当である。従来、公正取引委員会の各規則では措置等の公表に関する規定が置かれていないようだが、透明性を確保するためには、運用上公表するだけでなく、公表について規定を設ける必要があると考える。(学者)	

その他、以下の御意見をいただきました。今後の参考にさせていただきます。

- 規則様式第1号及び第3号に記載する「実施期限」について、ある程度大まかであっても構わないので、ガイドラインにおいて目安となる期限が示されることが望まれる。(団体)
- 確約手続は、行政指導ではなく法的措置なので、公正取引委員会と事業者が合意した確約計画の内容を実行しない事業者に対しては、制

裁を課す必要がある。しかし、改正法第48条の5では、公正取引委員会が「認定を取り消さなければならない」と規定しているだけで、合意した確約計画に違約した事業者に対する罰則規定が設けられていない。違約事業者に対する制裁としては、現在、独占禁止法研究会が検討中の、課徴金の加算の対象とすることが妥当と考えられる。この旨を規則に規定すれば、改正法第48条の5を改正する必要はない。  
(学者)

- 確約手続が効力を生じた場合、警告は廃止するのか、同手続と警告を併存するならどのような使い分けをするのか、明確にすべき。(団体)
- 公正取引委員会からの通知の際、証拠の開示や内容説明はどの程度期待できるのか。(団体)
- 公正取引委員会が、事業者の申請内容を不十分と判断する場合、公正取引委員会がその旨を指摘し、事業者が再検討をする機会は付与されるのか。(団体)
- 確約計画を認定した後、その内容が確実に実施されることを監視する必要があるので、少なくとも認定する際に、計画を提出した事業者にその内容の実施について報告を義務付ける必要があり、そのような手続を規則又はガイドラインに明記する必要がある。また、認定確約計画が計画どおりに実施されているかどうか監視するためには、十分に監視できるだけの人的資源を公正取引委員会に置くか、あるいは欧米のように確約計画の中にトラスティー(管財人)を置くことを入れるよう求めるべき。(学者)
- 確約手続の進行中は、通常手続による調査(独占禁止法第47条に基づく立入検査や供述聴取等)は行わない運用とすることを明確にすべき。(団体)
- どのような確約計画であれば認定要件を満たすのか、事業者の予測可能性の確保等の観点から、具体例等も交えた詳細な認定基準を策定して示すべき。認定基準の策定に当たっては、必要な限度を超える過剰な確約計画の認定により、正当な競争行為まで制約されることのないよう、十分に留意が必要である。(団体)
- 確約計画の「却下」又は「認定の取消し」に不服のある当事者が、当該却下又は取消しに処分性が認められるとして、取消訴訟を提起することは妨げられないことを確認したい。(団体)
- 確約計画の申請を行った事業者が、後日申請を取り下げた場合に、後続の通常の手続において、「当該行為の概要」又は「疑いの理由となった行為の概要」を認めたものとして扱われることになれば、申請を行った事業者の意図しない結果となる。よって、規則には、「確約計画の申請を行うことは、必ずしも公正取引委員会から通知される『当該行為の概要』又は『疑いの理由となった行為の概要』を認めるも

のではない」旨を明記すべき。(弁護士)

- 確約手続に関する事業者と弁護士とのやり取りについて、弁護士・依頼者間秘匿特権を導入すべき。(団体等)
- 事業者は、確約計画の申請・認定確約計画の変更申請の際に、かなり詳細な内部資料等を提出することを迫られる可能性が高いと思われるが、秘密保持が図られることが望まれる。(団体)
- 中小企業が、排除措置計画策定のために必要となる当局との交渉や、不必要に過大な対応とならずに妥当な確約計画の策定を行えるよう、弁護士等による相談窓口の設置や弁護士等の専門家派遣など中小企業に対する支援施策を講じていただきたい。(団体)